

総務財政常任委員会会議録

令和8年3月13日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	湯瀬弘充	副委員長	舘花一仁
委員	宮野和秀	委員	中山一男
委員	丸岡孝文	委員	松村託磨

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	田村麻衣子
------	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	大里豊	総務部行政経営推進官兼行政経営推進室長	村木正幸
総務部付部長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	佐藤千絵子
総務部次長兼政策企画課長	成田匡	総務部検査官兼契約検査室長	田口和宏
総務課長	守田敏子	総務課政策監兼行政班長	工藤伸哉
総務課危機管理監兼危機管理室長	阿部厳祐	総務課政策監兼デジタル行政推進室長兼物価高騰給付対策長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	千葉茂雄
総務課付課長待遇	田口昌明	政策企画課政策監兼総合戦略室長	成田仁文
財政課長	相川保	財政課政策監兼財政班長	田村宏一
監査委員事務局長	成田文子	選挙管理委員会事務局長	児玉充
行政経営推進室主幹	美濃山伸也	総務課主幹兼秘書班長	畑澤正樹
総務課主幹兼職員班長	田山公江	政策企画課主幹兼政策推進班長	石木田真知子
財政課主幹兼管財地籍班長	阿部友美範	会計課主幹	木村陽子
監査委員事務局主幹	鈴木忍	選挙管理委員会事務局主幹	古川昭子
総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子

午後 1 時 00 分 開会

【開 会】

○湯瀬委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○湯瀬委員長 改めまして、皆様お疲れさまでございます。本日もご出席ありがとうございます。

今日、午前中には小学校の卒業式が行われまして、子供たちが新たに踏み出す締めの日でもありました。地域の未来を担う世代の成長に改めて大きな期待を感じているところであります。

一方で、昨日からガソリン代が急騰しておりまして、市民生活や地域の経済を取り巻く環境が楽観視できない状況になっているものと感じております。

本日の委員会では、補正予算や条例案件、そして令和 8 年度の一般会計予算の審査が予定されております。新年度の市政の方向性を決める大変重要な会議となりますので、実りある議論となることをお願いしまして挨拶といたします。

それでは、本日の会議であります。去る 3 月 3 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案 14 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思っております。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言につきましては、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○湯瀬委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。当局より説明願います。田口総務部検査官。

○田口総務部検査官 兼 契約検査室長 次第の 3 ページをお願いします。

所管事項の報告をいたします。

1 の「令和 7 年度第 2 回入札監視委員会の概要について」です。本委員会は年 2 回開催しており、本年度 2 回目の会議を 1 月 14 日に開催いたしました。

審議の対象は令和 7 年度上半期に入札により契約した案件としております。

審議事項の1つ目、「入札及び契約手続きの運用状況」につきましては、対象となる契約案件が155件、予定価格に対する落札額を率にした落札率対象案件が140件、落札率が93.55%で前年比マイナス0.46%という結果に対し、意見はありませんでした。

2つ目の「抽出事案の審議」につきましては、委員から事前に抽出していただいた24件の契約事案を対象とし、競争性や公正性の確保の観点から詳細なる審議をしていただき、疑義案件は「なし」という結果でした。

入札及び契約制度の改善につきましては、入札制度の一部改定について進捗状況を説明しております。また、委員からは今後の委員会の役割等について意見をいただいております。

なお、審議内容等を含めた委員会の概要につきましては、市のホームページで公表しております。契約検査室からは以上です。

○湯瀬委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1) 付託事件の審査について

○湯瀬委員長 次に、案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第6号「鹿角市過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田総務部次長。

○成田総務部次長 兼 政策企画課長 議案第6号「鹿角市過疎地域持続的発展計画の策定について」をご説明いたします。

提案理由であります、地域の持続的発展のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を策定するものであります。

全員協議会及び本会議での議案説明と重複いたしますが、改めて説明させていただきます。

過疎対策につきましては、これまで5回にわたり特別措置法が制定され、現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本市では令和7年度までを計画期間とする計画を策定し、取組を進めてまいりました。

このたび、現行計画が期限を迎えるに当たり、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間とする次期計画を新たに策定し、引き続き過疎対策を推進しようとするものです。なお、本計画は、第7次鹿角市総合計画後期基本計画に位置づけた施策・事業を、過疎法の趣旨に沿って体系的に整

理したものであります。

それでは、本計画の概要についてご説明いたします。

議案別紙、計画案をお開きください。目次をご覧ください。

計画の内容といたしましては、「第1 基本的な事項」と、第2以降「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」や「産業の振興」など、過疎法に定める11の分野とそれ以外をまとめた「その他の事項」での全12分野で構成し、分野ごとに「方針」、「現況と問題点」、「その対策」、そして「事業計画」についてまとめております。

1ページをお願いします。

「第1 基本的な事項」では、本市の概況のほか、人口や産業の推移と動向、行財政の状況、基本方針や基本目標などを12ページにかけて記述しております。

10ページをお願いいたします。

「4 地域の持続的発展の基本方針」についてです。

本計画の推進に当たりましては、「第7次鹿角市総合計画」を着実に進めることが、本市の持続的な発展につながるものと考えております。先ほども申し上げましたが、本計画は「第7次鹿角市総合計画」の内容を過疎法の趣旨に沿って整理したことから、人口構造の若返りを図り、次の世代へつなぐ持続可能な社会システムの構築という基本的な考え方は従来と同様であり、ウェルビーイングの視点についても、総合計画に位置づけた考え方を踏まえたものであります。

続きまして、11ページの下段をお願いいたします。

「5 地域の持続的発展のための基本目標」についてです。

本計画では、現行計画と同様に、「社会増減の累計」と「実質公債費比率」の2つの項目を基本目標として設定しています。

いずれも、過疎地域の指定要件である人口減少率と財政力に関わるものであり、第7次鹿角市総合計画後期基本計画にも掲げている指標を用いております。

次のページ、12ページをお願いします。

計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年です。

またその下の、公共施設等総合管理計画との整合につきましては、本計画に記載した全ての公共施設等の整備が、公共施設等総合管理計画に適合する旨、記述しております。

13ページをお願いします。

13ページから64ページにかけて、「第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「第12 再生可能エネルギーの利用の推進」までの過疎法に定める11の分野と、それ以外の事項をま

とめた「第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの全12分野について、分野ごとの記載をしております。

ページ飛びますけれども、最後の65ページをお願いいたします。

計画の中で、過疎債を活用する予定のソフト事業「過疎地域持続的発展特別事業」を、一覧で掲載しております。

また、本計画については秋田県との協議も行っており、2月19日付でこの計画に同意する旨の通知もいただいております。

最後になりますが、本計画は個別事業も記載しておりますが、これらについては、今後取り組む可能性のある事業を整理したものであり、記載された全ての事業が必ず実施されることを決定するものではありません。個々の事業の具体的な内容や実施の可否につきましては、それぞれの年度の予算審議等を通じてご審議いただくことになるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。中山委員。

○中山委員 この計画に異議を申し上げるわけではございません。計画そのもの、今成田次長が説明したとおりですけれども、うちのほうは55年に過疎法のこれが成立されて、鹿角市はそこから始まっていると思っていました。それで、10年に1回変わっていくということで、時限立法になっているわけです。

それで、今のものは10年間の時限立法の中で、5年間の計画を今回見直しするという捉え方でいいんでしょうか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 中山委員がおっしゃるとおり、法は10年で制定されておりまして、3年度から令和12年度までとなっております。中間年を迎えるに当たって見直すということで、県も方針を定めておりまして、市もそれに倣い、後期基本計画とも合わせまして今回見直しするものであります。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 5年ごとに見直すと言っても、その年度ごとに何か追加する事業があれば、その都度変更について議会の議決を受けるということでよろしいですか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 今回計画に載せましたのは、先ほど次長が説明したとおり後期基本計画に位置づけた事業となっております。基本的には追加する事業というものは、大きなハード整備といったところはあまり想定しないわけではありますけれども、次年度において公共施設等総合管理計画の個別施設計画の見直しをすることとしておりますので、その見直しの中で、例えばハード整備、修繕が必要なものであったり、改修が必要でこのまま使っていくと決めたものがありましたら、都度議会に説明をして追加していきたいと考えております。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 今日まで過疎の事業、55年といえば四十数年経っているわけですよね。その間、最近の過疎債を充当している額、4、5年間あたりで結構なんですけど、大体何億円くらい充当させていますか。

それからもう1つ。今までで、一番多く充当させた——4つか5つくらいあるのかなとは思っていましたが、その辺あるのかお伺いします。

○湯瀬委員長 田村財政課政策監。

○田村財政課政策監 兼 財政班長 過疎債の充当状況ということでございますが、直近5か年の実績が手元にありますので、そちらについて説明させていただきます。

最近一番大きなものは、十和田図書館の改築となっております。そちらが令和4年から令和6年までで、3年間で7億9,000万円ほどの借入れを行っております。それ以前であれば、令和2年に行いました鹿角観光ふるさと館の改修事業、こちらについては元年度もありましたが、そちらの数字は今手元にございませんで説明は省かせていただきます。

あと、年度ごとで大きいものを見ますと、令和5年度の総合運動公園の競技場の改修で4億円ほど。また、継続で事業を行っております橋梁の長寿命化対策事業、橋の架け替え等、そちらのほうも毎年コンスタントに借入れを行っている状況です。

あと、最近ですが、令和3年度からは公共施設の解体基金の積立ての部分もソフトの対象となっております。こちら3年度から6年度の総額で2億7,400万円ほど借入れを行っている状況でございます。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 それから、多分県と協議をしたと思いますけれども、起債は幾らでも申し込めば県では許可をするんですか。

○湯瀬委員長 田村財政課政策監。

○田村財政課政策監 兼 財政班長 過疎債でございますが、合併特例債が終了した関係で、以前はそ

ちらのほうの地方債を活用していた団体も、過疎地域であれば過疎債のほうに移行しておりますが、数年前からやはり秋田県に配分された過疎債の発行限度額、そちらを県のほうで配分していただいているんですが、本市におきましても毎年必要な額を要望はさせていただいておりますが、上限をかけられると言いますか、減額してほしいということで、一部我慢と言いますか、をしている分があります。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 市長もいろいろ答弁して、聞いていますけれども、良質の財源だということで大いに活用していくという話が度々出てくるし、私もそうだろうなと思っております。

そういうことで、今、基本構想から過疎に振り分けてきたということなんですが、過疎を限定として、やっぱりみんなで協議をして、過疎法のこれを使うために立ち上げる事業というのは考えたことはあるんですか。事業を立ち上げて、構想の中に入れていくというか、何かできたものを過疎に振り分けてくるのではなくて、最初からこの過疎の意義なりそういうものを理解した中で、そういう過疎のための事業をもう少し考えてもいいのかなと、私は思うんですけども、その点はいかがですか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 市の最上位計画はやはり総合計画と考えておりますので、事業については総合計画の中で考えて、貴重な有利な財源がありますので、財源を使う際には議会とも協議を進めながら過疎債のほうを活用できるように考えていきたいと思っています。

また、後期基本計画では、あまり大規模なハード整備というものは考えておりませんが、過疎法の主旨に則って、長寿命化であったり、脱炭素、それから機能強化に資するといった場合については、公共施設の改修や更新といったことにも活用できるとなっておりますので、そういった点も協議しながら進めていきたいと考えております。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 過疎債は7割が交付税算入という話なんだけれども、3割についても何かメリットはないでしたか。その利息分について何か国が支援するとか。やっぱり3割は借金ですか。教えてください。

○湯瀬委員長 田村財政課政策監。

○田村財政課政策監 兼 財政班長 はい、制度上7割が後年度の交付税で措置されるという状況でございまして、3割については国の支援はございません。

○湯瀬委員長 相川財政課長。

○相川財政課長 過疎債の扱いに関しては、今財政班長が述べたとおりであります。あと、基本的な考え方は中山委員ご指摘のとおり、本来は事業目的の起債、こちらを優先して借入れしてください、これが国のスタンスです。これは今までもそのとおりです。ですが、平成の合併によって、合併特例債を優先して使おうという動きの中で、これまで過疎債に依存してきた需要が合併特例債のほうに流れていった。これが全国的な流れとなります。そうした中で、単独運営を選んだ鹿角市は、合併特例債の選択の余地がありませんので、過疎債をフル活用してということになりました。県内でも、大半の市町村が合併特例債を活用しましたので、秋田県の中で過疎債の枠自体、融通が利くような状況がしばらく続いてきたということです。

現時点では、やはり過疎債のニーズが高まっておりますので、過疎債を充当していい事業でも、着手、成果がより早いものに配分されている格好になっており、これまで活用できていた事業に対してなかなか配分されなくなってきたということですので。例えば、病院建設に係る補助金などにも過疎債を活用してきた経緯がありますけれども、そういう建設補助金に関しては、他の事業債の活用を促され、過疎債を充当できないような、そういう厳格な運用に切り替わってきています。

そうした意味では、中山委員がおっしゃるように、過疎脱却のための事業をしっかりと考えて、その上でのフル活用という本来の運用に、図らずも近づいていきそうな流れでありますので、我々としては、過疎債発行枠は余すことなく最大限活用しながらも、脱炭素債のように、交付税算入が見込める起債はほかにもありますので、そうした事業に沿った起債もフル活用していくこととしております。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 いずれ今後の財源の見通しを聞いてもかなり厳しい中ですので、やっぱりこういうものを大いに利用、上手く活用して、できるだけそういう市民のための事業をやってほしいなという希望です。

以上です。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第6号について、原案のとおり可決すべきものと決めます。

次に、議案第8号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 議案書の21ページをお願いします。

議案第8号「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

提案理由ですが、アナログ的な手法を前提とする法制度やルールであるアナログ規制について、デジタル的な手法も許容する見直しを行うことに伴い、関係する条例の整備を行うため、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（案）です。

第1条は、「鹿角市公告式条例の一部改正」です。

条例の公布について定めた第2条では、第1項で、市長の署名の方法に電子署名を追加します。また、同条第2項で、市のウェブサイトに掲載する措置を追加した上で、従来の掲示場への掲示またはデジタル端末の画面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を号建てで規定し、また、天災時はいずれかの措置を取ることによって、条例の公布を行ったものとみなす規定を追加するものです。

また、規程の公表について定めた第4条では、次のページにかけまして、市のウェブサイトへの掲載またはデジタル端末の画面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置にあっては、市長印の押印を省略できる規定を追加します。

第2条の「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」では、期末手当の一時差止めの通知について、及び第3条の「鹿角市市税条例の一部改正」では、次のページとなりますが、書類の送達が困難な場合に行う公示送達について、それぞれ不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を追加した上で、従来の掲示場への掲示またはデジタル端末の画面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を規定するものです。

第4条は、「鹿角市都市公園条例の一部改正」であります。

有料公園施設について定めた第8条第3項中、次のページにかけまして、利用時間等を変更した

ときに、従来の掲示場への掲示に加え、市のウェブサイトへ掲載を併せて行うよう改めるものです。

利用料金の承認について定めた第 19 条は、利用料金の掲示義務について、従来の施設への掲示に加え、指定管理者の事業規模が小さい場合を除き、インターネットを利用した閲覧の規定を追加するものです。

なお、指定管理者の事業規模が小さい場合の条件を規則委任しておりますが、規則では「指定管理者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合」を規定します。

次のページをお願いいたします。

以下同様に、第 5 条から第 9 条の施設におきまして、利用料金の掲示義務について、従来の施設への掲示に加え、指定管理者の事業規模が小さい場合を除き、インターネットを利用した閲覧の規定を追加するものであります。

次のページをお願いします。

第 10 条は、「鹿角市行政手続条例の一部改正」です。

聴聞の通知の方式について定める第 15 条中、相手方の所在が判明しない場合に行う公示の方法について、従来の掲示場への掲示に加え、インターネットを利用した閲覧措置等の規定を追加するものであります。

続きまして、第 11 条から第 14 条の各施設におきましても、利用料金の掲示義務について、従来の施設への掲示に加え、指定管理者の事業規模が小さい場合を除き、インターネットを利用した閲覧の規定を追加するものであります。

第 15 条は、「鹿角市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」であります。

第 1 条の鹿角市公告式条例の一部改正に伴い、第 5 条第 1 号において同様に規定するものです。

次のページをお願いします。

第 16 条から第 18 条の各施設におきましても、利用料金の掲示義務について、従来の施設への掲示に加え、指定管理者の事業規模が小さい場合を除き、インターネットを利用した方法の規定を追加するものであります。

附則ですが、第 1 項の施行期日は、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することを定めるものです。

また、第 2 項では必要な経過措置を定めます。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 8 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 9 号「鹿角市支所設置条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 議案書の 37 ページをお願いいたします。

議案第 9 号「鹿角市支所設置条例の廃止について」であります。

提案理由ですが、支所が取り扱う業務の一部を郵便局に委託し、市民の利便性を確保しながら、行政運営の合理化を図るため、条例を廃止するものです。

本市の支所は、昭和 47 年より、花輪、十和田、尾去沢、八幡平、大湯の 5 地区に設置しておりますが、人口減少等により支所での取扱件数が年々減少している中、支所窓口機能を維持しつつ、より効率的な窓口業務を行うため、支所を廃止し、窓口機能を郵便局に委託することに伴い、条例を廃止するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市支所設置条例を廃止する条例（案）であります。

鹿角市支所設置条例は、廃止する。

附則であります。第 1 項の施行期日は、この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

第 2 項の鹿角市公告式条例の一部改正は、支所の廃止に伴い、各支所に設置されている掲示場を廃止し、本庁掲示場のみとする改正を行うものです。

第 3 項の鹿角市福祉保健センター条例の一部改正は、福祉保健センターに設置されている花輪支所の廃止に伴い、花輪支所に関する規定を削るものです。

以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。館花副委員長。

○**館花副委員長** 10月1日から郵便局へ移行するというごさいますが、今まで支所があったところで、周知の方法ですね。例えばご高齢者の方かというと、どうしてもいつまでもそこに支所があるんだという、そういう考えがあると思うんですね。そこら辺の周知をしっかりと、これからまだ時間はありますので、徹底して周知していただくようお願いしたいと思います。

○**湯瀬委員長** 守田総務課長。

○**守田総務課長** ただいまいただきましたご意見につきましては、支所窓口担当課である担当部とのほうとも共有して、効果的に進めてまいりたいと思います。

○**湯瀬委員長** ほかにございせんか。丸岡委員。

○**丸岡委員** 公告の掲示場ですね、支所がなくなるからなくなるというのは分かるんですけども、これを例えば市民センターがあるので、市民センターの中に設置するというような考えはされて、何かがあってできなかったのか、それとも最初から考えなかったのか。

○**湯瀬委員長** 工藤総務課政策監。

○**工藤総務課政策監 兼 行政班長** 支所にあります掲示場につきましては、廃止にはなりますが、撤去せずにそのまま残しますので、地域づくり協議会のほうと協議をしながら、そこでポスターの掲示なり、そういったもので活用していただけるような検討も進めていければとは考えております。

○**湯瀬委員長** 丸岡委員。

○**丸岡委員** そういうことではなくて、ポスターを貼ったりする利用は別の問題で、公告自体を、きちんとした公告を見られる場所を確保したほうが私はいいと思うので、そういうことをお考えにならなかったのかということをお聞きしたい。

○**湯瀬委員長** 守田総務課長。

○**守田総務課長** 議案第8号で提出させていただいておりました、アナログ規制の見直しに伴う対応の中で、公告の内容をウェブに載せるということを一義的にしておいて、その上で本庁の掲示場及びもう1つの手段として、施設にパソコンを置いて表示する、デジタルのようなアナログなような、その場所だけで見られる表示画面としてのパソコンの設置も可能な規定にしております。

ただ、今の実際の運用としては、パソコンの設置等については、予算等の計上もしておりませんので、ウェブ、それから本庁の掲示場での公告ということで進めさせていただきたいと考えております。

○**湯瀬委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**湯瀬委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第9号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第10号「鹿角市情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 続きまして40ページをお願いいたします。

議案第10号「鹿角市情報公開条例の一部改正について」であります。

提案理由は、公文書管理の電子化の進展に伴い、電磁的記録を本条例の対象とする等のため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市情報公開条例の一部を改正する条例（案）です。

第2条は、本条例で使用する用語の定義に関する規定ですが、第2号の公文書について、公文書管理の電子化に伴う現在の文書管理の状況を踏まえ、電磁的記録を公文書とするとともに、容易に入手でき、一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものや一般の行政事務処理の必要性からではなく、資料的価値に着目して保有しているものは、条例の適用除外とします。

第4条は、開示請求手続に関する規定ですが、第2項を加え、開示請求が不適法な場合は補正を求めることができることを改めて確認するとともに、補正の参考となる情報を提供する努力義務を実施機関に課すものです。

次のページをお願いいたします。

第6条は、不開示情報に関する規定ですが、不開示情報について、「特定の個人が識別され、又は識別されうるもの」の具体的内容を法律の表現に合わせるとともに、次のページの第2号の2では、個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報を作成するために削除された情報等を不開示情報として追加します。

第7条は、公益上の理由による裁量的開示に関する規定ですが、不開示情報のうち、法令等により、開示してはならないとされている情報、行政機関等匿名加工情報を作成するために削除された情報等は裁量的開示ができないことを確認する規定を追加します。

第7条の2は、公文書の存否に関する情報の取扱いに関する規定を追加するもので、開示請求された公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすることにより本来保護される利益を損なうものは、存在するしないを明らかにせずに開示請求を拒否できるとするものです。

次のページをお願いいたします。

第9条は、開示等決定の期限に関する規定ですが、決定期限に係る起算日等を標準的な規定ぶりに改めるほか、開示請求の補正を求めた場合は、その補正に要した日数は、決定までの期間に算入しないものとします。

次のページをお願いします。

第10条の2は、開示等請求手続の煩雑さの解消及び実施機関の事務の効率化のため、開示請求を受けた実施機関が、当該事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続、効果に関する規定を追加するものです。

第11条の2は、電磁的記録の開示方法について、規則で定める旨を規定します。

次のページをお願いします。

第12条は、電磁的記録の開示の実施に係る費用負担に関する文言を追加します。

第18条は、運用状況の公表に関する規定ですが、取りまとめに係る手続を明確化するものです。

附則ですが、施行期日は令和8年4月1日とし、施行日以後に作成し、または取得した公文書から適用することとします。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。松村委員。

○松村委員 確認になりますが、電子的な情報で公開されるもので、今まで公開されていなかったもので新しく公開されるものはないという認識で合っていますでしょうか。

○湯瀬委員長 工藤総務課政策監。

○工藤総務課政策監 兼 行政班長 電磁的記録に関しましては、具体的には音声データや映像データなどがこれに当たります。今までは、文書のデータに関しては開示をしていましたが、音声データなどが新しく規定されたというものになります。

○湯瀬委員長 松村委員。

○松村委員 であれば、市民の方が実際に「公開してほしい」ということで来られた場合の手続としては、特に変わらないという認識でしょうか。

○湯瀬委員長 工藤総務課政策監。

○工藤総務課政策監 兼 行政班長 はい、手続自体は変わるものではありません。

○湯瀬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 10 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 11 号「鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 続きまして、47 ページをお開き願います。

議案第 11 号「鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務である住登外者宛名番号管理機能に関し、法定事務や準法定事務において住登外者宛名情報を庁内連携により利用する場合も独自利用事務に位置づける必要があるため、条例を改正するものです。

改正の経緯ですが、基幹業務システムの標準仕様において、住民登録がないものの、課税事務などで本市の行政サービスに関わりがある方、いわゆる「住登外者」の情報を管理する機能として、「住登外者宛名番号管理機能」が新たに規定されております。

この機能を用いまして、住登外者宛名情報を庁内の各部署間で連携して事務を行う際にも、法の規定に基づき、本市の条例において「個人番号の独自利用事務」として位置づける必要があるため、条例の規定を追加しようとするものであります。

次のページをお願いいたします。

鹿角市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

これまで個人番号の利用範囲を定めていた第4条第1項を、分かりやすく号建てとし、第1号から第3号とした上で、新たに第4号を加え、市長または教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う法定事務及び準法定事務においても、住登外者宛名情報の庁内連携が可能となるよう、規定を整備するものです。

附則ですが、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第11号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第12号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 49ページをお開き願います。

議案第12号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴い、議会の議員の旅費の規定を改めるため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

改正の内容ですが、鉄道賃や車賃、宿泊料など、定額支給として規定しておりました別表2から4を削除し、別表1を別表に改めます。この別表中、国に準じ車賃をその他の交通費に改め、宿泊

料を宿泊費とし、宿泊費については、これまで定額の9,800円としていたものを、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等が同令の規定により支給を受ける宿泊費相当額に改めます。

なお、別表に定めるもの以外の旅費の支給については、一般職の職員の例により支給することとなります。

附則ですが、第1項の施行期日は、この条例は令和8年4月1日から施行します。

また、第2項に経過措置を置き、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第12号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第13号「特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 54ページをお開き願います。

議案第13号「特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、先ほどと同様に、常勤特別職の職員の旅費の規定を改めるため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第5条は、市長等が公務で旅行した場合における旅費支給について規定しております。

市長等に支給する旅費のうち宿泊費について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等が同令の規定により支給を受ける宿泊費相当額の旅費と規定します。

また、宿泊費以外の旅費については、一般職の職員の例によることとするため、別表1から別表3は削除します。

58ページをお願いします。

附則ですが、第1項の施行期日は、この条例は令和8年4月1日から施行します。

また、第2項に前議案と同様の経過措置を置くものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第13号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第14号「鹿角市職員等の旅費に関する条例の全部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 59ページをお開き願います。

議案第14号「鹿角市職員等の旅費に関する条例の全部改正について」であります。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴い、職員等の旅費の規定を改めるため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例（案）です。

主な改正内容は、現行の旅費の支給額と出張に要する宿泊費等の実勢価格との乖離の解消や、実態・運用に即した取扱いとするため、国の改正に準じて、旅費の種目や支給内容等を改正するものです。

第2条では、第1号から次のページの第9号まで、用語の意義について、国に準じて規定します。

第3条は、旅費の支給について規定するものですが、次のページの第7項で、新たに、職員等への旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に支払うことができることを規定します。

第4条では、旅行命令や旅行依頼、また、これらの変更手続等について規定します。

次のページ、63ページをお願いします。

第5条では、公務上の必要または天災等の事情により旅行命令等に従って旅行できない場合の手続について規定します。

第6条では、旅費の計算について、旅行に要する実費について、最も経済的かつ合理的な経路・方法により計算を行うことを規定します。

第7条では、旅費の請求について、旅費相当金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者が行う手続について規定します。

次のページをお願いします。

第9条から、次のページの第12条までは、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費について、その内容を定め、それぞれの上限について規定します。

次のページをお願いします。

第13条では、宿泊費を規定しますが、地域の実情を勘案し、出張先の都道府県ごとに規則で定める宿泊費基準額を上限額として設けます。なお、宿泊施設の指定があるなど、特別の事情がある場合においては、実費支給とすることを規定します。

第14条では、移動と宿泊の一体的提供、いわゆるパック旅行に対する対価として支払われる費用として「包括宿泊費」を定め、その額は、当該交通費と宿泊費基準額の合計額とすることを規定します。

第15条で宿泊手当を規定します。これまでの日当と食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な夕食や朝食を含む諸雑費として、1夜当たりで定額支給することを規定します。

第16条から、次のページの第18条で職員の転居を伴う赴任にかかる費用を規定します。

第 19 条で外国旅行のために要する渡航雑費を規定します。

第 20 条で外国出張において死亡した場合に死亡手当を支給することを規定します。

第 21 条から次のページの第 26 条で、「退職者の旅費」や「旅費の調整」など、運用に必要な事項を定めます。

第 27 条で、旅費の返納について規定いたします。

次のページ、69 ページをお願いいたします。

附則ですが、第 1 項で、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

第 2 項では、鉄道賃及び船賃の料金に関する特例について規定いたします。

また、経過措置といたしまして、第 3 項から第 6 項までですが、必要な経過措置について規定いたします。

第 7 項から 71 ページの第 11 項までは、今回の改正により、この条例の条例番号が変更となることや、また、日当が廃止されることに伴い、他の条例において、影響を受けるものについて、所要の改正を行います。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 14 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 15 号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 72 ページをお願いいたします。

議案第 15 号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

であります。

提案理由ですが、鹿角市交通安全対策会議が廃止されること等に伴い、条例を改正するものです。
次のページをお願いします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）です。
主な改正内容であります。別表に定める職の区分について、2つを削除する改正を行うものです。

現行と改正案の別表を併せてご覧下さい。

1つ目の、保健センター運営委員についてですが、鹿角市福祉保健センター条例施行規則に規定する「鹿角市保健センター運営委員会」の廃止に伴い削除するものです。

2つ目の、交通安全対策会議の委員についてですが、交通安全基本法の改正に鑑み「鹿角市交通安全対策会議」を廃止することに伴い削除するものです。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第15号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第16号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 74ページをお開き願います。

議案第16号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、危険鳥獣の捕獲等作業に従事する職員及び災害応急作業等に従事する職員に

特殊勤務手当を支給するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

特殊勤務手当は、著しく危険あるいは不快または困難な業務であって、その業務の特殊性を考慮して支給する手当であります。

第2条では、特殊勤務手当の種類を規定しておりますが、ツキノワグマ等の異常出没により、対策に従事する職員は常に危険な状態にあり、また、極度の緊張状態を強いられることから、その業務の特殊性を考慮し、第9号として危険鳥獣捕獲等作業に従事する職員の特殊勤務手当を追加します。

また、今般の雪害への対策として職員による応急的な除雪作業を行っておりますが、通常業務と比較して危険を伴う作業であり、職員への負担が増加したことを踏まえて、今後も起こりうる災害等の作業に備えるため、第10号として災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を追加します。

第11条では、危険鳥獣捕獲等作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給について規定します。

第1項では、支給要件について規定いたします。

第2項では、手当の額を従事した日1日につき1,640円とします。

第12条では、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の支給について規定します。

第1項では、支給要件について規定いたします。

第2項では、手当の額は規則で定めるものとします。

次のページをお願いいたします。

附則であります。この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。館花副委員長。

○館花副委員長 細かいところではございますけれども、手当は分かるんですが、これに従事したときに、例えばツキノワグマの対応でけがをされたとか、休業を余儀なくされるケースも出てくるかと思うんですが、そういった場合はどのように対応するのか教えてください。

○湯瀬委員長 田山総務課主幹。

○田山総務課主幹 兼 職員班長 公務中のけがとか、そういったものであれば公務災害が適用になりますので、そちらを適用いたします。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。丸岡委員。

○丸岡委員 熊は分かるんですけども、災害応急作業等、今般の大雪ですが、季節によってほかの部分も出てくると思うんですが、適用するラインというか、例えば雪が何センチ以上降ったとか、それから対策室が設けられたとか、そういうような、こうなったらこれを出せるよというものを教えていただきたいんですけども。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 災害応急の作業等への手当について、支給の対象となる範囲でありますけれども、今、委員がおっしゃられたような数字による、何センチ以上であればとか、本部が設置されればというような、そういった基準ではなくて、現に異常気象等により被災した箇所の緊急、応急的な作業が生じている場合というような規定を規則のほうで行っておりますけれども、その他異常気象等により被災し、通行が禁止されている区域内の道路の監視であるとか、同じく異常気象等により、被災した箇所等の調査、警備、救助等、また、他自治体からの要請に基づく被災家屋調査、避難所運営等の応援業務、こういったものを想定しております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かったようで分からないんですけども、最終的に、よくあるパターンとすれば、「市長が必要と認めたときにそれを命じる」みたいな、そういうような規定はないんですか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 現在のところ、そのように幅を持たせた規定はなくて、これは作業の結果に対して支給するものでありますので、実際にその作業の必要が生じて出動した場合には、こういう災害だから支給しないとかするとかということではなくて、実際にそういった各種作業の必要が生じて出動した場合に後から支給する手当ということになります。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 では、どういう場合に出ていくかという話なんですよね。やった作業に対して手当を出すとか、それはいいんですけども、私が聞きたいのは、それを作業の号、「これは行かなければならないよ」という判断はどなたがするのかということをお聞きしたいんです。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 全てを想定して今お答えすることは非常に難しいと感じておりますけれども、それぞれの業務において、災害での復旧、応急で出動が必要だと判断されると思いますので、全てを1人の誰かが判断するというのではなく、それぞれの、例えば道路であれば道路、農業であればその関係のこともございますし、そういう応急手当に対して出動した場合ということになるのか

と思っております。

○湯瀬委員長 宮野委員。

○宮野委員 今のは職員ので、今まででも私方が記憶しているのは災害救助法とかそういうのが出て、まず屋根から落ちたとか、そういうときは 500 万円とか下りてくるよね。あと災害に遭っても。災害救助法が適用にならなければ。職員でもそういうのに合わせたやつはないの。一般の場合は、救助法が適用されない場合はけがをしても自業自得で、ただ職員とはちょっと違うかもしれないけれども、一般の人で、今までやっぱり災害救助法が発令された年があるわけだよね。そういう年の場合に、雪下ろしで亡くなりましたよと。そういう場合は何か国から来るよね。だから、職員でもそういうのに準じて何かあると思うんだけどな。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 特殊勤務手当については職員を対象としたもので、これは必ずしも災害救助法とは連動はしておりません。

それと、大変すみません。先ほどの答弁を少し訂正させていただきたいと思います。規則で支給の額を定めておりますけれども、1つ、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生した箇所、その周辺において行う災害調査、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置・運用もしくは保守またはこれに相当する作業で、心身に著しい負担を与えると市長が認めた作業に従事した場合という規定もございましたので、市長が認める場合についてと訂正させていただきます。

○湯瀬委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第 16 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 33 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算(第 11 号)」中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項 4 目財政管理費、7 目企画費、8 目地域情報化推進対策費、9 目情報管理費、10 目防災諸費、9 款消防費、12 款公債費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいります。それでは、説明をお願いいたします。相川財政課長。

○相川財政課長 それでは、議案第 33 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算（第 11 号）」の条文及び当委員会に関連する歳入について説明いたします。

補正予算第 11 号は、国の補正予算に対応した補助事業費の計上や、実績見込みによる各事業費の調整を行うものです。

4 ページをお願いします。

令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算（第 11 号）です。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,976 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 209 億 4,034 万 8,000 円といたします。

第 2 項、予算の款項の区分及び金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条は継続費の変更、第 3 条は繰越明許費の追加、第 4 条は債務負担行為の追加、第 5 条では地方債の変更及び廃止を定めます。

9 ページをお願いします。

「第 2 表 継続費補正」は、2 款 2 項市民共働費の「交流センター改修事業」について、今年度の実績見込みから、令和 7 年度の年割額を 544 万 5,000 円減額する一方、令和 8 年度の年割額を 730 万 5,000 円増額し、総額を 3 億 9,279 万 2,000 円から 3 億 9,465 万 2,000 円に変更いたします。

「第 3 表 繰越明許費補正」、1 の追加についてであります。2 款 4 項の「戸籍住民基本台帳費」と「証明書コンビニ交付事業」は、それぞれシステム改修作業について年度内完了が困難であるため、6 款 1 項農業費の「県営ほ場整備事業〔毛馬内北部地区〕」、「農業水利施設整備事業」及び「花輪大堰改修事業」は、国の補正予算に対応した事業前倒しのため、8 款 2 項道路橋りょう費の「道路橋りょう維持管理費」は、市道法面補修工事の年度内完了が困難であるため、「道路舗装長寿命化対策事業」は、国の補正予算に対応した事業前倒しのため、「橋りょう長寿命化対策事業」は、橋りょう詳細設計業務委託や架替工事等について、「市道単独道路整備事業」は、上水道関連工事について、「富士川改修関連市道整備事業」は、市道移設合併施工負担金について、3 項河川費の「河川整備事業」は、河川整備工事や河川補修工事について、4 項都市計画費の「街区公園等管理費」は、黒森山自然公園の法面補修工事について、6 項住宅費の「市営住宅整備事業」は、施設解体工事について、それぞれ年度内の完了が困難であるため、繰越明許費を設定いたします。

次のページをお願いします。

「第4表 債務負担行為補正」は、新年度からの業務を円滑に行うため、3月中に契約する必要がある施設管理等委託料など79件を追加いたします。

14ページをお願いいたします。

「第5表 地方債補正」の1の変更は、国の補正予算に対応した借入額の追加変更のほか、年度内の出来高見込等に合わせ、借入額の増減調整を行います。

また、2の廃止では、合併処理浄化槽整備事業の単独分で補助実績がなかったため廃止いたします。

1の変更と2の廃止を合わせた地方債補正の規模は、4,710万円の増額です。

19ページをお願いします。

2、歳入です。

10款1項1目1節「地方交付税」2億8,005万3,000円の追加は、国の補正予算第1号において、普通交付税の再算定が行われたことに伴う追加交付分です。

14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」457万円の追加から、次のページの15款2項4目4節林業費補助金の「安心・安全な森整備事業費補助金」までの各補正は、いずれも実績見込みによるものとなります。

17款1項1目1節総務費寄附金の「企業版ふるさと納税」100万円の追加は、企業1社からの寄附実績によるもので、小中学校のICT活用教育事業に充当しております。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金2億8,750万1,000円の減額は、今回の財源調整により繰戻しいたします。

2目1節減債基金繰入金2,548万6,000円の追加は、臨時財政対策債の定時償還財源として繰り入れます。

4目1節まちづくり基金繰入金1,500万円の減額は、交流センター改修事業の実績見込みにより繰戻しいたします。

11目1節かづの牛導入資金貸付基金繰入金5,700万円の追加は、かづの牛導入資金貸付基金を廃止して、その現金5,700万円を一般会計に繰入れするものであります。

次のページをお願いします。

20款5項5目1節雑入の「デジタル基盤改革支援補助金」4,313万9,000円の追加は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で、システムの標準化・共通化に充当いたします。

「建物等移設補償金」506万円の追加は、県道工事の実施に伴う光回線の移設補償金です。

21款市債については、地方債補正で説明したとおりでございます。

歳入の説明は以上です。

○湯瀬委員長 花ノ木議会事務局長。

○花ノ木議会事務局長 23 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款議会費ですが、補正額 592 万 1,000 円の減額は、昨年 2 月の議会解散に伴い、議員期末手当に不用額が生じたことから、減額するものです。

以上です。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項と、9 款、12 款について説明いたします。ページはそのまま 23 ページをご覧ください。

2 款 1 項 4 目財政管理費の備考欄、「財政調整基金積立金」5,700 万円の追加は、かづの牛導入資金貸付基金を廃止し、一般会計に繰り入れる現金を財政調整基金へ積み立てます。

同じく、「減債基金積立金」2,772 万 9,000 円の追加は、普通交付税の再算定において、後年度の起債償還財源が措置されたため、その相当額を減債基金に積み立てます。

9 目情報管理費の「0105 電算管理費」445 万 7,000 円の減額は、住民情報システム標準化関連のシステム構築委託料の実績見込みによるものです。

次のページをお願いいたします。

10 目防災諸費の「0101 防災諸費」84 万 3,000 円の減額は、秋田県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の増額と県総合防災情報システム整備負担金の減額によるものです。

29 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目常備消防費の「0105 鹿角広域行政組合負担金（消防費）」691 万 2,000 円の減額は、緊急消防援助隊活動経費負担金収入や備品整備等の実績によるものです。

31 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目元金の補正は、歳入でも説明がありましたが、減債基金繰入金の充当による財源振替によるものです。

以上で、補正予算（第 11 号）の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出 1 款議会費について、質疑・ご意見等がございました

ら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出2款1項4目財政管理費、7目企画費、8目地域情報化推進対策費、9目情報管理費、10目防災諸費の当常任委員会所管の2款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、9款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、12款公債費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第33号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第33号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

○

午後2時29分 再開

○湯瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第37号「令和8年度鹿角市一般会計予算」中、条文、歳入2款地方譲与税以降全款、歳出1款議会費、2款1項総務管理費、5項選挙費、6項統計調査費、7項監査委員費、9款消防費、12款公債費、13款予備費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりま

す。それでは、説明をお願いいたします。相川財政課長。

○相川財政課長 私の方から、令和8年度鹿角市一般会計予算の説明に入りたいと思います。予算書の4ページをお願いいたします。

令和8年度鹿角市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ196億500万円と定めます。

第2条で債務負担行為、また第3条で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めます。

第4条では、一時借入金の借入れの最高額を15億円と定めます。

第5条は、項を超えて予算流用できる定めではありますが、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合には、同一款内での流用をできることと定めます。

11ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」であります、「事務機器等借上料」については、令和9年度からの新戸籍システムの稼働に対応するため、次の「若者・女性創業資金利子補給費補助金」については、令和8年度中の融資に係る利子補給に対応するため、それぞれ記載の期間及び限度額で設定するものであります。

「第3表 地方債」の8年度借入れは21件、9億6,330万円で、前年度と比較して、4億2,410万円の増であります。

新たな起債事業は、「商工施設整備事業」、「急傾斜地崩壊対策事業」。継続事業は、「公共施設解体事業」、「交流センター整備事業」、「ほ場整備事業」、「道路橋りょう整備事業」、「除雪対策事業」、「消防施設整備事業」、「学校教育施設整備事業」などで、過疎債や緊急防災・減災事業債などの交付税算入が見込める有利な起債を活用いたします。なお、年度末残高は、207ページの地方債に関する調書に記載されております。

16ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入です。

19ページをお願いします。

2款地方譲与税から、20ページの9款地方特例交付金までは、7年度の実績見込み等を参考にそれぞれ計上しております。

10款地方交付税は、地方財政計画の収支見通しや7年度の普通交付税決定額等を参考に、普通交付税は、68億4,588万4,000円を、特別交付税については7億円をそれぞれ見込み、合わせて75億4,588万4,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

12 款 2 項負担金は、1 目 1 節の老人措置費負担金や 2 節の認可保育所等運営費負担金の 7 年度実績見込みなどから、前年度比 258 万 4,000 円の減で計上しております。

次のページをお願いします。

13 款 1 項使用料は、主なものとして、5 目 1 節の道路占用料のほか、5 目 3 節住宅使用料などを計上しており、道路占用料の増額改定などを踏まえ、3%増で計上しています。

次のページをお願いします。

2 項手数料は、主なものとして、1 目 1 節事務手数料や 2 節戸籍手数料などを計上していますが、こちらも 7 年度の実績見込みなどから、11.6%減で計上しております。

次のページをお願いします。

14 款 1 項国庫負担金は、主なものとして、1 目 2 節障害者福祉費負担金の「障害者自立支援給付費負担金」、4 節児童福祉費負担金の「児童手当交付金」、次のページの 5 節の生活保護費負担金など、法令で定められた給付金や扶助費などの義務的経費を国が負担するもので、給付児童の減少による児童手当交付金の減、また、子どものための教育・保育給付交付金の減などを見込み、前年度比 3,877 万円の減で計上しております。

2 項国庫補助金ですが、1 目 1 節総務管理費補助金の「地域未来交付金」3,500 万 4,000 円は、市の総合戦略で取り組む事業に対し交付されるもので、女性・若者魅力ある企業誘致環境整備事業など 18 事業に充当します。補助率は 2 分の 1 です。

同じく、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」1 億 4,054 万 2,000 円は、物価高騰の影響を受けた生活者等支援に交付されるもので、十和田八幡平国立公園指定記念事業や学校給食の食材料費高騰対応など 13 事業に充当いたします。補助率は 10 分の 10 です。

2 目 1 節社会福祉費補助金の「重層的支援体制整備事業交付金」7,695 万 8,000 円は、介護・障がい・子供・生活困窮といった各分野の相談支援及び地域づくり支援の事業に係る補助金と、参加支援や多機関協働事業に対して一括して交付されるものです。

3 節児童福祉費補助金の「子ども・子育て支援交付金」4,697 万円は、児童クラブ等の運営に係る「放課後児童クラブ運営事業」や、一時預かりや延長保育などの「保育サービス充実事業」に対して補助されるもので、補助率は 3 分の 1 などです。

3 目 1 節保健衛生費補助金の「妊婦のための支援給付交付金」900 万円は、妊婦支援給付金の支給に対して補助されるもので、補助率 10 分の 10 です。

次のページをお願いします。

4目1節商工費補助金の「再エネ推進交付金」1億1,736万4,000円は、再エネ発電設備の導入等、脱炭素施策の推進に対し交付されるもので、地域向け電源導入促進事業や太陽光発電・蓄電設備導入促進事業、エネルギー利用効率化促進事業などに充当いたします。補助率は10分の10です。

5目1節道路橋りょう費補助金の「社会資本整備総合交付金」9,618万5,000円は、市道の舗装補修や融雪設備更新に係る交付金で、補助率は概ね3分の2です。

「道路メンテナンス事業補助金」1億7,396万8,000円は、橋りょう長寿命化計画に基づき、修繕、更新等について計画的かつ集中的に実施する橋梁点検及び4橋の補修工事などに対して交付されるもので、補助率は59.95%となります。

2節住宅費補助金の「社会資本整備総合交付金」5,388万9,000円は、公営住宅等整備事業に係る旧住宅解体設計委託料や公的賃貸住宅家賃低廉化事業などに係る交付金で、補助率は45%などです。

6目1節小学校費補助金の「学校施設環境改善交付金」3,785万1,000円と、2節中学校費補助金の「学校施設環境改善交付金」1,904万1,000円は、それぞれ学校施設の大規模改造等に係る交付金で、補助率は概ね3分の1です。

3節社会教育費補助金の「国宝重要文化財等保存活用事業費補助金」1,578万4,000円は、大湯環状列石環境整備事業等に係る補助金で、補助率は2分の1です。

次のページをお願いします。

15款1項県負担金は、国の負担金と同様、法令等によって県が負担を義務づけられているもので、主なものとして、1目1節社会福祉費負担金の「国民健康保険基盤安定負担金」、2節障害者福祉費負担金の「障害者自立支援給付費負担金」、3節老人福祉費負担金の「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」、4節児童福祉費負担金の「児童手当負担金」など、前年度比359万2,000円の増で計上しております。

次のページをお願いします。

2項1目1節総務管理費補助金の「地域少子化対策重点推進交付金」401万8,000円は、地方自治体が取り組む少子化対策事業や結婚に伴う新生活に係る経費に対して交付されるもので、補助率は3分の2などです。

「地籍調査費補助金」3,898万5,000円は、八幡平地区山林の原図作成や面積測定などに係る費用に対して交付されるもので、補助率は4分の3です。

「電源立地地域対策交付金」440万円は、水力発電施設の周辺地域における地域住民の福祉向上

を図るために交付されるもので、体育施設整備事業の一部に充当いたします。

「県営発電所周辺地域等振興事業助成金」200万円は、県営発電所のある市町村が行う地域振興のための事業に対し交付されるもので、体育施設整備事業の一部に充当します。

「生活バス路線等維持費補助金」520万6,000円は、バス事業者が運行する生活バス路線のほか、花輪市街地循環バスや廃止代替路線のバス運行経費について、県が補助するものです。

「地域公共交通再構築促進事業費補助金」400万円は、地域公共交通の再編に向けた運行実証経費等について、県が補助するものです。

2節企画費補助金の「市町村移住支援事業費補助金」390万円は、東京23区在住者等が市に移住し、県が登録した市の対象企業に就職した場合など、1世帯当たり最大100万円を助成する「ふるさとライフ移住しごと支援補助金」の財源で、補助率は国2分の1、県4分の1となります。

2目1節社会福祉費補助金の「重層的支援体制整備事業交付金」3,034万8,000円は、国の交付金同様、既存の介護・障がい・子ども・生活困窮といった各分野の相談支援及び地域づくり支援の事業に係る補助金と、参加支援や多機関協働の新たな機能に係る事業に対して一括して交付されるものです。

2節障害者福祉費補助金の「地域生活支援事業費等補助金」392万9,000円は、障がい者等が自立した日常生活等を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて、日中の一時支援、生活用具の扶助費などに対して交付されるもので、補助率は4分の1です。

次のページをお願いします。

4節医療給付費補助金の「福祉医療費補助金」1億1,030万2,000円は、子供や高齢身体障がい者、重度心身障がい者に係る医療費を県が支援するもので、7年度の実績見込みなどから、前年度比8.1%の増で計上しております。

5節児童福祉費補助金の「すこやか子育て支援事業費補助金」1,905万8,000円は、保育所や幼稚園等に係る保育料と副食費を県が支援するものです。

「放課後児童健全育成事業費補助金」3,783万円は、市内8か所の放課後児童クラブの運営経費を県が支援するもので、補助率は3分の1です。

「地域子ども・子育て支援事業費補助金」755万4,000円は、病児・病後児保育事業や一時預かり事業経費を県が支援するもので、補助率は3分の1です。

次のページをお願いします。

4目2節農業費補助金の「農地利用効率化等支援交付金」600万円は、地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援するもので、補

助率は2分の1などです。

「夢ある園芸産地創造事業費補助金」619万円は、園芸振興計画に位置づけられた認定農業者等が、所得向上と園芸品目等の生産拡大に向け、農業用機械等の導入に要する経費を支援するもので、補助率は2分の1などです。

「農業次世代人材投資事業費補助金」525万円は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るとともに、新規就農者等の経営開始を支援するもので、補助率は10分の10です。

「夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金」574万4,000円は、複合型生産構造への転換と畜産経営のステップアップの取組を支援するもので、補助率は3分の1です。

3節農地費補助金の「多面的機能支払交付金」1億769万2,000円は、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取組を支援するもので、補助率は国2分の1、県4分の1です。

4節林業費補助金の「森林環境保全整備事業費補助金」818万6,000円は、森林経営計画に基づき、森林整備を計画的に推進するため、市直営林等の間伐・植栽等に対して交付される補助金で、補助率は68%です。

「鳥獣被害防止総合対策交付金」700万円は、有害鳥獣による人身被害や農作物等への被害を食い止めるため、「鹿角市鳥獣被害対策実施隊」による駆除経費等に対して交付されるものです。

「指定管理鳥獣対策事業交付金」1,420万1,000円は、指定管理鳥獣専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築等に対して交付されるものです。

次のページをお願いします。

7目1節小学校費補助金の「秋田県水と緑の森づくり事業補助金」318万5,000円は、学校周辺の除伐や下刈りなどの緩衝帯整備に対して交付されるもので、補助率は10分の10です。

「公立学校情報機器整備事業費補助金」3,446万6,000円は、学習用端末の整備に対して交付されるものです。

「公立小学校等給食費保護者負担軽減事業補助金」5,199万4,000円は、小学校在籍児童に係る学校給食費に対する交付金です。

3項1目4節選挙費委託金の「秋田県議会議員一般選挙費委託金」527万1,000円は、令和9年4月の任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙の執行に対する委託金です。

このほか、5節統計調査費委託金から、33ページの8目教育費委託金までは、主に県からの権限移譲に係る委託金及び交付金など、委託を受けた事務実績に応じて交付されるもので、7年度の実績見込みにより計上しています。

35 ページをお願いします。

17 款 1 項 1 目 1 節総務費寄附金の「ふるさと鹿角応援寄附金」3 億円は、寄附金の収入見込みなどにより計上しています。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 12 億 5,600 万円は、令和 8 年度当初予算の財源調整として繰り入れます。

次のページをお願いします。

2 目 1 節減債基金繰入金 4,628 万 3,000 円は、令和 8 年度の臨時財政対策債の償還分に充当いたします。

3 目 1 節公共施設解体基金繰入金 6,630 万円は、旧十和田図書館施設の解体工事などに充当いたします。

4 目 1 節まちづくり基金繰入金 1 億 6,500 万円は、橋りょう長寿命化対策事業や女性・若者魅力ある企業誘致環境整備事業など 14 事業に充当いたします。

5 目 1 節ふるさと鹿角応援基金繰入金 2 億 8,000 万円は、元気で健やかな暮らしを支える取組や、未来に羽ばたく人材を育てる取組など、応援メニュー6 分野 33 事業に充当いたします。

8 目 1 節企業立地促進基金繰入金 1,376 万円は、市内企業 3 社に対する企業立地助成金に充当いたします。

9 目 1 節教育施設整備基金繰入金 6,200 万円は、教育施設の備品購入や照明設備更新工事等に充当いたします。

41 ページをお願いします。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入の「図書館振興財団助成金」1,573 万 3,000 円は、公益財団法人図書館振興財団からの助成金で、文化財資料等のデジタルアーカイブ事業に充当します。

21 款市債については、「第 3 表 地方債」で説明したとおりです。

歳入の説明は以上です。

○湯瀬委員長 花ノ木議会事務局長。

○花ノ木議会事務局長 44 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

1 款議会費ですが、予算額 1 億 7,047 万 4,000 円は、前年度比 1,272 万 7,000 円、6.9%の減となっております。

1 項 1 目議会費は、人件費のほか、議長会や各種要望活動に係る普通旅費、ぎかいだより発行に係る印刷製本費、議会の映像配信システム運用に係る借上料、政務活動費交付金などが主なもので

あります。

説明欄のコード「0001 議員人件費」は、議員 18 人分となります。

コード「0105 議会費」、普通旅費 127 万 9,000 円は、隔年実施としております各委員会の行政視察が令和 8 年度は実施されないことなど、前年度比 353 万 2,000 円の減となっております。

次の 45 ページをご覧ください。

下段の「政務活動費交付金」108 万円は、議員 1 人当たり月額 5,000 円を交付するものです。

説明は以上です。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 続きまして、歳出 2 款総務費のうち、当委員会に付託された項及び 9 款、12 款、13 款について説明をいたします。

ページはそのまま 45 ページをご覧ください。

下段になりますが、2 款 1 項 1 目一般管理費は、次のページの「0101 秘書経費」の市長交際費のほか、「0105 総務管理費」では、次のページの通信運搬費として電話交換機の機器更新に当たり、令和 8 年 10 月からのクラウド P B X 化に伴う費用などを計上しております。

「0110 車両管理費」は、大型バスを含む公用車の管理経費、次のページからの「0305 庁舎管理費」は、環境衛生業務、機械設備運転保守業務、警備業務などの委託料等の経費を計上しております。このうち、49 ページ、上段の下から 3 つ目、「施設改修工事費」につきましては、本庁舎 2 階トイレ等の改修工事を行うものです。

次に、2 目文書広報費は、「0205 広報発行費」として広報かづの発行経費と、次のページの「0210 法務管理費」として、例規システムの管理経費等を計上しております。

同じページ、3 目職員管理費は、次のページになりますが、「0201 職員研修費」として、職員研修に係る経費を、「0205 職員福利厚生費」は、健康診断、労働安全衛生に係る経費を計上いたしております。

4 目財政管理費は、次のページになりますが、基金積立金などを計上しております。

その下、5 目会計管理費は、会計事務に係る諸経費として、公金収納のデジタル化に向けたシステム改修委託料のほか、収入金を指定金融機関へオンラインで入金するためのシステム使用料を計上しております。

53 ページをお願いいたします。

6 目財産管理費の「0501 老朽化施設解体事業」は、新築移転に伴い用途廃止となった、旧十和田図書館施設の解体工事費を計上します。

次のページをお願いします。

7 目企画費の「0220 ふるさと鹿角応援寄附推進事業」は、寄附者に贈る魅力的な返礼品の創出等に引き続き取り組むとともに、ふるさと納税サイトを活用し、市の魅力発信と地域活性化につなげるため、鹿角製品の取扱業務委託料等を計上します。

「0230 ふるさと鹿角応援基金積立金」は、令和 8 年度の寄附金見込みから、3 億円を積立金に計上します。

「0305 鹿角キャンパス構想推進事業」は、地域課題の解決と関係人口の創出を図るため、域学連携に取り組む大学生の交流、実践活動を支援するほか、市内中高生と大学生が共動して学ぶ機会の創出に取り組みます。

次のページをお願いします。

「0455 鹿角高等学校魅力化推進事業」は、鹿角高校の魅力向上を図るため、関係者の意識共有と具体的な方向性を整理しながら、高校の魅力化ビジョン等を策定し、地域一体での魅力づくりを推進します。

「0460 地域みらい留学推進事業」は、市外からの鹿角高校進学を促すため、首都圏等での地域みらい留学相談会に参加し、高校生募集や本市の魅力 P R に取り組むほか、中学生向けおためし留学として、2 泊 3 日程度の市内滞在短期プログラムを実施します。

次のページをお願いします。

「0536 結婚サポート推進事業」は、結婚を希望する人に対して「あきた結婚支援センター」の加入支援と、市が指定する民間マッチングアプリの利用料を支援するなど、成婚につながる施策の充実を図ります。

「0545 移住促進事業」は、SNS による情報発信の充実や仕事体験プログラムの実施を継続するとともに、空き家データベースの運営補助や移住プロモーションを専門業者に委託し、移住促進の強化を図ります。

58 ページをお願いいたします。

「0550 定住促進事業」は、若者や子育て世帯の移住・定住を促進させるため、引越し費用のほか、賃貸住宅への入居費や家賃等への支援、奨学金の返還支援を行います。

「0556 関係人口創出推進事業」は、本市との関わりを持ちたいと考えている首都圏在住の若者と本市の若者を対象に、人材育成講座を開催し、地域活性化の核となる担い手人材を育成します。

「0560 鹿角家 U29 応援事業」は、取組の対象年齢をこれまでの 25 歳から 29 歳に引き上げ、地元出身の若者に対して地元の情報や特産品を届けることに加え、地域活性化起業人制度を活用し

て会員活動を活性化させ、鹿角への愛着やUターン機運の醸成を図ります。

60 ページをお願いいたします。

9 目情報管理費の「0205 行政手続等デジタル化推進事業」は、全世代で利用率の高いLINEを活用した「スマホ市役所」を導入し、証明書の交付などオンライン申請により、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

次のページをお願いします。

10 目防災諸費ですが、次のページになりますが、上から2行目、「県総合情報システム整備負担金」は、令和9年度から運用開始が予定されている県の次期総合防災情報システムの整備に係る負担金です。

63 ページをお願いします。

11 目地籍調査費は、地籍調査事業に係る諸経費を計上しています。

次のページ、12 目契約検査費は、契約検査事務に係る諸経費を計上しております。

13 目諸費は、市民総合賠償保険、ふるさと会、市功労者表彰、次のページとなりますが、遭難対策、自衛官募集事務に係る各関係経費を計上しております。

少し飛びまして、78 ページをお願いいたします。

3 目の秋田県議会議員一般選挙費は、令和9年4月の任期満了に伴う選挙について執行準備に係る経費を計上いたします。

80 ページをお願いします。

6 項2 目基幹統計調査費は、経済センサスのための経費等を計上します。

その下、7 項1 目監査委員費は、監査事務に要する諸経費を計上しております。

ページ飛びまして、163 ページをお願いいたします。

9 款1 項3 目消防施設費の「0515 消防施設整備事業」は、地域の消防力強化のため、消防活動拠点施設や消防水利施設の更新整備を行います。令和8年度は、消防団第9分団の活動拠点施設整備に取り組みます。

飛びまして、196 ページをお願いいたします。

12 款公債費ですが、対前年度比3.6%増で計上しています。

次のページ、13 款 予備費は、今年度と同額の3,000万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入2 款地方譲与税以降全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出1款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、歳出2款1項総務管理費、5項選挙費、6項統計調査費、7項 監査委員費の当常任委員会所管の2款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 先ほど庁内の交換機の交換をすると、ちょっと交換機という懐かしい言葉が出てきたんですが、これは電話機の交換というイメージでよろしいですか。

○湯瀬委員長 工藤総務課政策監。

○工藤総務課政策監 兼 行政班長 電話機の交換機のことです。市役所の業務で使用する電話機なんですけれども、令和7年度末で終了となっていて、その更新ということで、市役所本庁舎、それから福祉保健センターと合わせて交換するための経費を計上しています。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ナンバーディスプレイ、要はお客様の電話番号が庁内全部で確認できるというシステムでしょうか。これからいろいろカスタマーハラスメントとか、いろんな部分に関係することなので、お金をかけているのであれば、そこまでの機能が付加されていると思ってよろしいでしょうか。

○湯瀬委員長 工藤総務課政策監。

○工藤総務課政策監 兼 行政班長 詳細についてはこれからになりますが、クラウドP B Xを想定しており、オプションをつけられるようになりますので、そういったことを調整しながら、必要な部署にはなるべく対応できるように検討してまいりたいと考えております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 できれば全部のところ、どこでもそういうものがついているものにしていただければ。多分、お勤めになる職員の方も安心できるのではないかなと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。館花副委員長。

○館花副委員長 60 ページの2款1項9目のスマホ市役所ですか、行政手続等デジタル化推進事業の中で、説明の中ではスマホ市役所ということで、施政方針の中でも話が出ておるわけですが、これはいつ頃から開始できる予定になっていますか。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 予算がシステム使用料であるんですが、令和8年8月からの使用を予定して準備してまいりたいと考えております。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 8月から実施予定ということで、昨日の一般質問の中でも、このLINEで行政手続ができるようになるということを伺いましたが、どこまでの手続ができるのか、その範囲を分かれば教えていただきたいのですが。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 令和8年度に関しましては、証明書の交付申請手続を実施する予定です。住民票の写しや戸籍の謄本・抄本、身分証明書、所得課税証明書の交付申請をスマホ市役所でもできるようにという予定にしております。

9年度以降は順次拡大する予定にしまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 その証明というのは、LINEで手続をして、そのコピーというか、証明を紙媒体で取れるものなんでしょうか。

○湯瀬委員長 黒澤政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 交付申請をデジタルというか、LINEで行いまして、お金を払う決済もキャッシュレスで行った後、紙媒体の証明書が郵送で申請者の元に送られるということを想定しています。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 LINEとかでやっているとスマホとの紐づけになっているでしょうから、決済もそこできるといことだと思えます。

それで、先日の答弁の中で、将来的にというか、LINEで広報も出せるようになるというような、私は聞いたんですけども、可能なんでしょうか。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 一般質問では、自治会向けの回覧板という質問であったかと思えます。このスマホ市役所には、自治会向けの回覧板機能もございます。ただ、実際にこれを運用するとなると、例えば自治会長とか自治会の役員の方々の操作ルールであるとか、あとそれから市民の方もLINE公式アカウントに登録する際に、セグメントと言いまして、自分が住んでいる地域を登録することになるとか、少しお互いにルールややり

方がありますので、まず機能はあるということ。それをあとどのように使っていくかを今後検討するということになりまして、まず広報かづのまでいけるかどうか、まだちょっと今何とも言えないという状況です。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 先ほどの説明の中でも、広報の発行費が1,927万円という予算になっていますし、広報までそれが普及するのであればすごく経費の削減にもなるのかなと思って質問しました。

あとそれと、LINEで証明書が取れるということは分かりましたけれども、これをご高齢の方などにどのように周知、周知というか、持っている人はやればできるんでしょうけれども、その周知の方法だとか、できない人には従来どおりのやり方になるかと思えますけれども、その辺の手当はどのように考えているか教えてください。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 証明書の交付申請に関して、従来のやり方、例えば窓口に来て申請するとか、コンビニ交付を行うとか、そういう手続は残す予定にしております。ただ、スマホ市役所を導入した際には、そういう使い慣れない方への使用方法であるとか、そういうのを説明する機会は今後検討してまいりたいと考えております。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 分かりました。ぜひ、出前講座でも何でもいいですから、人が集まるところに行って、説明、講習会を開くようお願いいたします。

以上です。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。丸岡委員。

○丸岡委員 関連してお聞きします。普及率とか、要は8月から開始して1年かけて市民にどれくらい利用されたら上手くいっているとか、そういう指標的なものを持って事業を展開するのでしょうか。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 実施計画の後期基本計画の成果指標としましては、マイナンバーカード等を利用した電子申請の件数割合を目標数値に掲げております。これは、スマホ市役所以外であっても、例えばコンビニ交付であるとか、そういうマイナンバーカードを用いた申請の件数割合です。

令和6年度の基準値が全体の申請件数に対するマイナンバーカードの基準値の割合が12.2%でしたので、令和12年度の目標は24.7%までいくという目標を掲げておりまして、このスマホ市役

所もそれに向けた取組の一つと考えております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 スマホ市役所、LINEによるスマホ市役所も同じようにマイナンバーカードを利用した交付率と同じ目標値を持ってやるということによろしいですか。

○湯瀬委員長 黒澤総務課政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 はい。この令和12年の24.7%という目標に向けた一つの取組として、スマホ市役所も行うということであります。

このスマホ市役所で交付申請を行う場合、本人確認としてマイナンバーカードを使いまして、タッチして本人確認を行うということになりますので、このマイナンバーカードを用いたという表現を使っております。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 そうすると、LINE市役所を使うためにはマイナンバーカードも持っていないと、常に使うときには持っていないと使えないという理解でよろしいですか。

○湯瀬委員長 黒澤政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 物価高騰給付対策室長 スマホ市役所の証明書交付申請の場合は、マイナンバーカードが必要になるということになります。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 分かりました。市長が鳴り物入りと言っていいのかどうか分からないですけども、これをやると言ってやるわけですが、支所が今度郵便局に集約されて、そこでまたいろんな交付をやる時に、郵便局に申請に来た人に「こういうのもできますよ」というようなことで、そこで使って、例えば交付できるものを請求された場合に、そういうようなことまで進められるおつもりですか。それとも郵便局は郵便局で、そこまではやらなくてという感じなんでしょうか。

○湯瀬委員長 守田総務課長。

○守田総務課長 今回の支所の廃止に伴いまして、もちろん郵便局なしでこうしたデジタルでの申請、技術的にはもうコンビニでの申請などもできますが、やはり高齢者の方とか、対人での対応に慣れている方も一定数いらっしゃると思いますので、まずはそういうソフトランディングではないですけども、そういう方にご不便をおかけしないように郵便局での委託というものを一旦支所の廃止と一緒に導入する経緯がありますので、そちらはそちらとして、そこに来た方にデジタルを勧めるというようなところまでは現段階では考えていないところです。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。中山委員。

○中山委員 1点だけ教えてください。

55 ページのナンバー0455 の鹿角高等学校魅力化推進事業がありますけれども、これは教育長が一般質問で答弁していたような気がしていましたが、10 款ではなくてなぜ 2 款でやるのかなど、そこら辺の理由を教えてください。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 事業を検討するに当たりまして、政策企画課のほうで調整を行っています。予算要求も政策企画課でさせていただいたというところでご理解をいただきたいと思います。

○湯瀬委員長 中山委員。

○中山委員 理解はしますけれども、随分政策企画課の事業が多くなるなと思って少し心配をしました。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。館花副委員長。

○館花副委員長 同じページのコード 0460 地域みらい留学推進事業、要は若い人たちの交流というか、若者のお試し地域留学ということで謳っているところかと思えますけれども、これは何人くらい受け入れる想定で考えていますか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 どうしてもライバルが多いというか、全国的に始まっている中で、参加校もかなり多いと聞いております。初年度から何人程度確保できるか、まだちょっと見通しは立たないところではありますが、一応目標としましては 2 人獲得したいと考えております。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 2 人ですね。分かりました。それでこちらのお試し地域留学交通費 10 万円というのがその 2 人分ということで、これは宿泊までも含まれているんですか。ホテル代とか。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 10 万円ですけれども、その前にお試し地域留学というものを開催して、鹿角市を体験してもらおうという 2 泊 3 日の事業を考えておりますけれども、それに対する補助、東京圏からいらっしゃる方に交通費相当として 1 万円掛ける 10 人という形で要求をさせていただいております。

○湯瀬委員長 館花副委員長。

○館花副委員長 ぜひ、去年私どももこの委員会メンバーで海士町に行ってきました、島留学という

ところですごく画期的なところがあったので、そういったところも事例にしながら頑張っていた
だきたいなと思います。とにかく、今の鹿角高校の魅力とか何とかというのがありますが、それ
にも一緒になって人がたくさん集まるような方法で頑張ってください。お願いします。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。丸岡委員。

○丸岡委員 関連でお聞きします。何を売りで生徒に鹿角に来てくれ、留学してくれというおつもり
でいるのか。もし決まっているのであれば教えていただければと思います。

○湯瀬委員長 成田政策企画課政策監。

○成田政策企画課政策監 兼 総合戦略室長 具体的には今後高校と我々と、それから委託先のプラ
ットフォームとお話しをして決めていきたい。7月、8月に東京で行われる相談会に、生徒に向け
て発信できるものを準備していきたいと思っております。

ただ、今ないものをPRするという事は考えておりませんで、鹿角市にあるこういったところ
をPRすれば学生から来てもらえるのではないかとこのところを、十分に三者で協議をして固め
ていきたいと思っています。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、次に、9款消防費について、質疑・ご意見等がございまし
たら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、次に、12款公債費及び13款予備費について、質疑・ご意見等が
ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第37号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第37号中、当常任委員会所管の予算について、原案の
とおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 43 号「鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○**守田総務課長** 議案書の 136 ページをお開き願います。

議案第 43 号「鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」であります。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、文化財の保護に関することは、市長が管理し、及び執行するため、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、文化財の保護に関することは、市長が管理し、及び執行することとします。

附則ですが、第 1 項の施行期日は、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 項は、条文の調整規定です。

第 3 項は、必要な措置を置きます。

また、第 4 項から第 7 項まで、それぞれの施設について、施設の管理等の権限を教育委員会から市長に変更する改正を行います。

また、第 8 項では、鹿角市文化財保護条例において、文化財保護法または秋田県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市にとって重要なものの保存及び活用に必要な措置を講じる等のために定められた権限等を、教育委員会から市長に変更する改正を行います。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。

○**湯瀬委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○**丸岡委員** 新しい部署ができる、その部署は市長の直轄なんですよ。その場合に、そこに関わる部分については私たち総務財政常任委員会でいろいろやるということになるんですか。いろいろな審議とか、どうだろうかという話は。

○**湯瀬委員長** 議会事務局長。

○**花ノ木議会事務局長** 所管の委員会の所掌事務につきましては、今後、今回の機構改革に合わせた改正をするという流れで予定をしております。今後検討されるという形になります。

○湯瀬委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 全協でも、4月に人事異動があって、そこではっきりするというようなお話があったに記憶しているんですよ。そうすると、私が聞きたいのは、そこで使うお金、例えば今のストーンサークルだとか、要は教育委員会が持っているものを移すと。そういう場合にちょっと決まりがよく分からないので、予算としてはそっちに今持っているものを今度どこに行くかは分からないんだけど、その部分とかいろいろな部分を今度、例えば交通だったりだと産建だろうし、いろいろな部分がどういうルールに従ってどうされるのかなということをやっと教えていただければありがたいんですけども。

○湯瀬委員長 大里総務部長。

○大里総務部長 今回の機構改革で変更されて予算に影響がある部分につきましては、議会の最終日に組替えのほうをお願いしたいと現在考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。相川財政課長。

○相川財政課長 お尋ねの部分は今総務部長が説明したとおりであります。基本的に計上した款項目、これが大きく変わるものではございません。ただ、これまで教育委員会の所管としていたものを市長部局にという、そういう移り方にはなりますので、今、議会事務局長がお話しておりましたけれども、所管委員会に関しては少し変わっていく内容にはなると思っております。

○湯瀬委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第43号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第43号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第44号「鹿角市部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。守田総務課長。

○守田総務課長 それでは、153ページをお開き願います。

議案第44号「鹿角市部設置条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、新たに観光戦略部を設置するため、条例を改正するものです。

改正の経緯ですが、交通施策や文化財の保護・活用を観光施策と一体で推進し、国内外から観光客が訪れ、持続可能な観光地域の創出を目指すため、観光戦略部を設置することに関し、条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

鹿角市部設置条例の一部を改正する条例（案）です。

部の設置について定めた第2条において、新たに観光戦略部を加えます。

第3条では、部の分掌事務を定めております。現行と改正案の表を併せてご覧いただければと思います。

現行の産業部から第3号の「観光に関すること」を削除します。

次のページをお願いいたします。

表中、新たに「観光戦略部」を加えるとともに、分掌事務として、第1号「観光に関すること」、第2号「交通に関すること」、第3号「文化財に関すること」、第4号「その他観光戦略に関すること」と定めます。

附則ですが、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第44号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、議案第44号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○湯瀬委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。相川財政課長。

○相川財政課長 本日、資料の提出はしてございませんが、定例会最終日での追加提出予定議案について、説明をさせていただきたいと思えます。

提出を予定いたしますのは、令和7年度補正予算案件が1件、それと令和8年度の補正予算案件1件の計2件となります。

令和7年度の補正予算案は、過疎債の追加配分に対応した事業前倒し、また国の補正予算等に伴う事業前倒しのほか、火災に関連した公営住宅の施設解体工事の追加など、それから、令和8年度の補正予算案につきましては、令和7年度への事業前倒しに対応した、内容といたしましては、市民センター管理費、それから小中学校施設管理費の減額調整、また、先ほどの話もありましたが、部の新設や分掌事務の見直しに伴う予算組替え、さらに雪害対策緊急支援事業の追加、こういったものを内容として補正予算を提出させていただきたいと考えております。

以上です。

○湯瀬委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 そのほか、ございますでしょうか。成田総務部次長。

○成田総務部次長 兼 政策企画課長 同じく資料はございませんが、市の委託事業に関する事案について報告させていただきます。

主に市の移住業務を委託しているNPO法人かづのclassyの拠点施設「kemakema」におきまして、昨年10月に小型カメラ2台が施設内に仕掛けられていたという事案が発生しております。

当課ではこの事態を受け、事件性が高いものと判断し、委託している業務を休止し、事態の進展を見守るとともに、施設及び管理体制においても一部不備が見られたことから、改善、そして再発防止に向けた協議を法人と進めてまいりました。

事件については、容疑者が11月3日に鹿角警察署に出頭したとの情報は確認しておりますが、捜査は依然続いているとのことで、詳細についてはまだはっきりしていない状況であります。

一方、事案が発生した拠点施設においては、建屋の鍵の交換や防犯カメラの設置、安全管理マニュアル及び施設管理チェックシートの完備など、改善されたことを確認し、同様事案の再発防止策が講じられたことから、休止していた事業については2月10日より再開いたしております。

本事案に関しましては、一連の解決を踏まえての報告を予定しておりましたが、まだ捜査が続い

ており、年度をまたぐ見通しとなったことから、年度内での一つの区切りとして、本日、このタイミングでの報告とさせていただきます。

報告は以上です。

○湯瀬委員長 説明が終わりました。この件に関しまして、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、そのほか、委員の皆さんから何かございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯瀬委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○湯瀬委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、16日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 38 分 閉会